離　婚　届

令和　　年　　月　　日届出

長　殿

離婚届を記入した日ではなく、離婚届を提出する日を記入します

ここには何も記入しないで下さい

		夫	妻
(1)	（フリガナ） 氏名	北浜　三郎	北浜　浜子
	生年月日	平成 2 年 5 月 5 日	平成 3 年 5 月 27 日
	住所	八幡浜市北浜一丁目 〇番〇号	八幡浜市北浜一丁目 〇番〇号
	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	八幡浜市北浜一丁目〇　番地 番	
		筆頭者の氏名　北浜　三郎	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父　北浜　二郎　続き柄 男 母　諏訪子	妻の父　八幡　太郎　続き柄 女 母　八幡　良子
	（右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	養父 養母　続き柄 養子	養父 養母
	離婚の種別	☑協議離婚　□和解 □調停　年　月　日成立　□請求の認諾 □審判　年　月　日確定　□判決	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　は　□もとの戸籍にもどる ☑妻　☑新しい戸籍をつくる	
		八幡浜市北浜一丁目〇　番地 番　筆頭者の氏名　北浜　いり子	
	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子　北浜　海	
		父（夫）が親権を行う子　北浜　山	
		母（妻）が親権者を行う子　北浜　空	
		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

(6)(7)	同居の期間	平成 30 年 1 月から　令和 7 年 1 月まで
(8)	別居する前の住所	番地 番　号
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　／　妻の職業
	その他	
	届出人署名（※押印は任意）	夫　北浜　三郎　印　／　妻　北浜　浜子　印

別居していない場合は、「別居したときの日」及び、「別居する前の住所」は、記入の必要はありません

該当する項目にチェックします

R3.9～押印なくても受付可

署名は必ず本人が行なってください。

◎署名は必ず本人が自署してください

	証人（協議離婚のときだけ必要です）	
	署名（※押印は任意）	八幡　山男　印 ／ 保内　海子　印
	生年月日	昭和 40 年 3 月 20 日 ／ 昭和 25 年 8 月 4 日
	住所	八幡浜市大平5番耕地５番地 ／ 八幡浜市向灘１００番地
	本籍	八幡浜市保内町宮内　５番耕地５　番地 ／ 八幡浜市保内町磯崎　６０　番地

証人は２名必要です
未成年は証人になることは出来ません
※協議離婚のときだけ必要です

両親が婚姻中の場合、母の氏は記入しません（父母の婚姻中に、お亡くなりになられた場合も同様）

両親が離婚している場合、母の氏も記入します

夫婦の話し合いで離婚する場合は「□協議離婚」に、家庭裁判所で離婚が成立した場合は他の項目にチェックします。

「戻る本籍地」又は「新本籍地」を記入します
離婚後も旧姓に戻らずに婚姻中の氏を名乗る場合は「法７７条の２同時届出」と、記入してください

離婚後、婚姻前の戸籍に戻る場合は「□もとの戸籍もどる」に、新しい戸籍を編製する場合は「□新しい戸籍をつくる」にチェックします

旧姓にもどるときは、旧姓で氏名を記入します

未成年の子がいる場合には、離婚後親権者となる者の欄に、子の氏名を記入してください

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
□取決めをしている。　□まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
□取決めをしている。　□まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
□取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省　離婚　／　法務省パンフレット　／　法務省の解説動画

日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

確認	通知

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

記入の注意

書き間違えた場合は、二重線を引き、記載しなおして下さい

…筆や消えやすいインキで書かないでください。
…頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
…国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
　台湾
　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
…のほかに必要なもの　調停離婚のとき→調停調書の謄本
　審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
　和解離婚のとき→和解調書の謄本
　認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
　判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

連絡先　電話　999 (9999) 9999　自宅・勤務先［　　］・携帯

昼間連絡のつく連絡先を記入して下さい

話し合いの上各項目にチェックを入れてください。

届出に必要な書類等

●家庭裁判所で離婚が成立した場合
家庭裁判所から交付を受けた書類が必要です

●本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証等）
窓口に来庁されたかたの本人確認を行います

●よくある問い合わせ

以下の内容は、全て八幡浜市に離婚届出をすることを前提にしています

【届出方法について】

・市役所が休日（又は夜間）でも届出することは出来ますか？
地下宿直室で届出が出来ます

※後日、業務時間中に戸籍担当者が離婚届を確認し、不備が無ければ離婚成立となります
不備があれば、業務時間中に市民課まで来庁して頂くことがあります
※住所や世帯の変更は別に届出が必要です。平日の勤務時間中に届出して下さい

・届出は保内庁舎でも出来ますか？
出来ます（保内庁舎では平日時間内のみ受付ができます）

・夫婦二人で窓口に来庁して、届出をしないといけませんか？
夫婦揃って窓口に来庁する必要はありません

【父母欄の記入について】

・父は既に亡くなっているので、空欄でかまいませんか？
亡くなっていても両親の氏名は記入してください

・私には養父（養母）がいますが、養父母の氏名を養父母欄に記入すればいいですか？
養父母欄に氏名を記入してください

【同居の期間】及び【別居する前の住所】の記入について

・別居をしていない場合にはどのように記入すればいいですか？
同居を始めたときのみ記入してください

同居の期間	令和 2 年 3 月 から（同居を始めたとき）　令和 年 月 まで（別居したとき）
別居する前の住所	番地 番 号

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】の記入について

・婚姻時に相手の氏を名乗った場合は、離婚後は現在の戸籍から抜けて原則、婚姻前の氏に戻ります

□もとの戸籍にもどる	婚姻直前の戸籍（父母の戸籍等）に戻ります ただし、この戸籍が既に除籍されている場合は戻れません
□新しい戸籍をつくる	自分が筆頭者になって、新しい戸籍を編製します 後日、子を自分の戸籍に入籍させる場合は、新しい戸籍を編製しておけば、戸籍の異動が少なくて済みます

・離婚後、旧姓に戻らずに、婚姻時の氏を引き続き名乗りたい場合には、離婚届とは別に「婚姻の際に称していた氏を称する届」を提出する必要が有ります

離婚届と同時に上記の届出をする場合には、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の欄には何もチェックをつけずに、以下のように記入してください

婚姻前の氏にもどる者の本籍	□ 夫 は □ もとの戸籍にもどる □ 妻 □ 新しい戸籍をつくる　□にチェックはつけない 法７７条の２同時届出　番地 番　筆頭者の氏名

【その他】

・離婚後も旧姓に戻らずに、現在の氏を名乗る事は出来ますか？
「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出をすれば、可能です。

・離婚届をすれば、子の戸籍も異動しますか？
子の戸籍は異動しません。子を離婚後の母（父）の戸籍に入籍させたい場合には、離婚届提出後、以下の手続きが必要です。
①家庭裁判所で「子の氏変更」の許可を得る
②市役所で子の「入籍届」を提出

※　詳しい手続きの方法は大洲家庭裁判所でご確認下さい。　電話（0893）24－2038

・氏の変更があった場合、個人番号カードはどうなりますか？
変更があったことを追記しますので、平日に本人確認書類とともに住所地の市町村へお持ち下さい。

●その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい

八幡浜市役所　市民課　0894－22－3111（内線1117）